

教第2号議案

平成30年度使用教科書の採択要領を定める件  
神戸市立学校における平成30年度使用教科書の採択要領を次のように定める。

平成29年4月17日提出

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助

## 平成 30 年度使用教科書の採択要領（案）

### 1 基本方針

神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、学習指導要領及び神戸市小学校教育課程基準、神戸市中学校教育課程基準、神戸市立高等学校教育課程編成の手引き、神戸市立特別支援学校教育課程編成の手引等に則して教科書に関する調査研究を行い、適正かつ公正に採択する。採択後は、採択結果など採択に関する情報の公表を行い、開かれた採択を推進する。

なお、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校においては、障害のある児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を毎年採択する。

### 2 採択の手続き

#### (1) 小学校・義務教育学校前期課程（道徳科）

(ア) 教育委員会は、教育委員会事務局に調査研究を指示する。

(イ) 教育委員会事務局は、神戸市立小学校及び義務教育学校前期課程使用教科書調査委員会（以下「調査員会」という）を設置する。

(ウ) 調査員会の委員は、学校関係者（校長・教員）・教育委員会事務局職員（指導主事等）から構成され、教育委員会事務局が委嘱する。

調査員会は、上記委員をもとに教科書の調査研究を行い、調査研究結果を教育委員会事務局に報告する。

(エ) 教育委員会事務局は、調査研究報告書を教育委員会に提出する。

#### (2) 小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部

(ア) 教育委員会は、神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置する。

(イ) 選定委員会の委員は、学校関係者（校長・教員）・保護者・学識経験者・青少年団体関係者・教育委員会事務局職員から構成され、教育委員会が委嘱する。

選定委員会の会長は、選定委員会の委員が互選し、会務は会長が統括する。

選定委員会は、神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書調査員会（以下「調査員会」という）を設置し、教科書の調査研究を指示する。

(ウ) 調査員会の調査員は、校長・教員・指導主事から構成され、選定委員会が委嘱する。

調査員会の会長・副会長は、選定委員会が選任し、会務は会長が統括する。

調査員会は、種目ごとに部会を置き、各部会に部会長 1 名、副部会長 1 名を互選する。

調査員会は、教科書を種目ごとに調査研究し、その調査結果を選定委員会に報告する。

(エ) 選定委員会は調査員会において調査研究された報告を参考に審議する。

#### (3) 高等学校及び特別支援学校高等部

各学校に、校長を委員長とする教科書選定委員会（以下「高選定委員会」という）を設け、毎年自校の教育課程に則した教科書を選定し、教育委員会に申請する。

(4) 小学校・義務教育学校前期課程（道徳科以外の教科）  
平成 26 年度に採択し、27 年度から使用している教科書を継続使用する。

(5) 中学校・義務教育学校後期課程  
平成 27 年度に採択し、28 年度から使用している教科書を継続使用する。

3 採択事務に関する情報公開について

教科書採択の公正確保のため、「選定委員会」・「調査員会」の名簿と選定委員会議事録等は採択終了まで非公開とし、その後公開する。

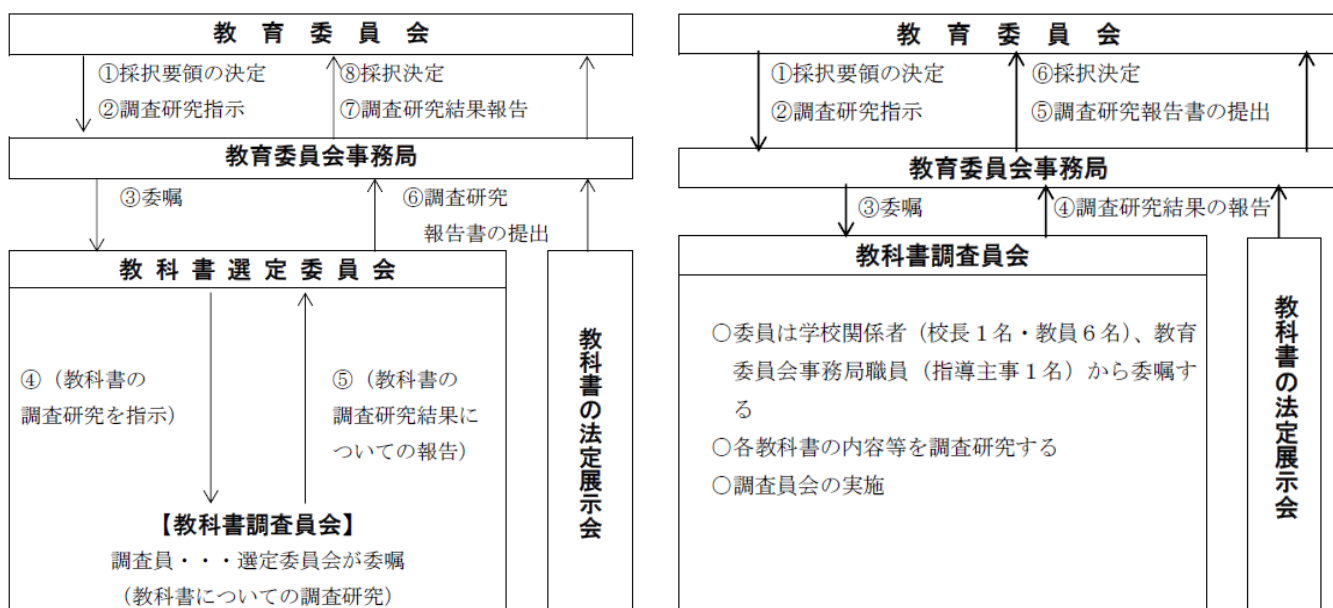
4 教科書の展示

関係法令（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則、第五条第二項の規定）の定めるところにより、一定の場所及び期間を定め、教科書を法定展示する。

## 神戸市立小学校及び義務教育学校前期課程 道徳科教科書採択の流れ

28年度使用 中学校採択

30年度使用 小学校道徳科採択



### 【調査研究する観点】

- ・規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやりの教材が重点的に取り上げられているか
- ・教材はいじめの未然防止に資するものになっているか
- ・教材は児童にとって理解しやすく主題がとらえやすいものになっているか
- ・自己の生き方についての考えを深める問題解決的な学習を進める手立てが示されているか

### 【教科書の展示】

- ・神戸市中央教科書センター (KEC) など市内7カ所において教科書の法定展示会を実施する。
- ・一般市民から教科書について出された意見を教育委員会に報告する。

### 【情報公開】

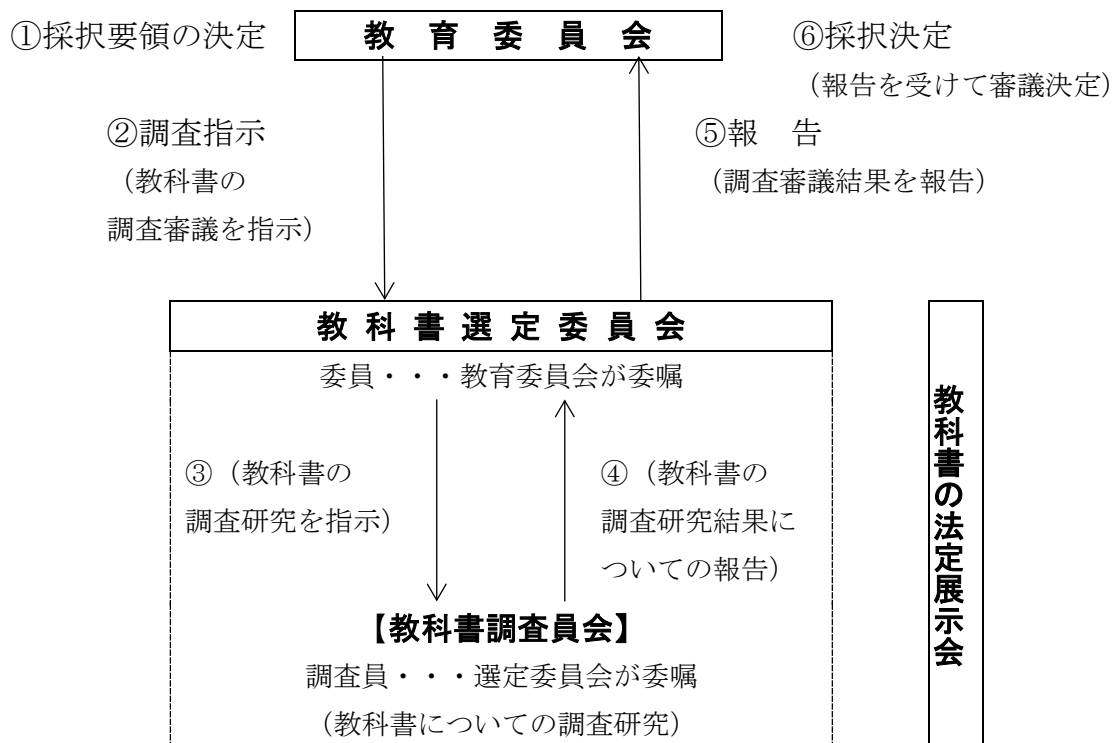
- ・教育委員会会議で教科書が採択された後、市民情報サービス課の閲覧室で、教科書調査委員会の名簿の情報を公開する。

平成30年度使用神戸市立小学校及び義務教育学校前期課程  
道徳科教科書の採択事務日程

平成29年

月	日	曜	内 容
4	17	月	<b>教育委員会会議</b> 「平成30年度使用教科書の採択要領」決定 採択方法（採択要領、日程、公正確保、法定展示会、観点）の確認と検討
5	12	金	<b>第1回教科書調査員会</b> 採択要領の確認（公正確保・非公開など） 調査研究の役割、方法、観点、記録など 調査研究日程の計画及び実施、報告 ※5月13日～6月7日の期間で適宜 <b>調査員会グループ協議</b> 低・中・高学年グループごとに実施
6	8	木	<b>第2回教科書調査員会</b> 調査研究結果を協議する。
6	16 ～	金	<b>教科書の展示会</b> 場所：総合教育センター、中央図書館、東灘図書館、灘図書館、北図書館 新長田図書館、西図書館（全7カ所） 月日：灘図書館以外の図書館 6月16日（金）～7月1日（土）（14日間） 灘図書館 6月20日（火）～7月5日（水）（14日間） 総合教育センター 6月16日（金）～7月4日（火）（14日間） ※高等学校、特別支援学校高等部の教科書の展示は 総合教育センターと中央図書館の2カ所で実施
6	16	金	<b>調査研究結果の報告</b> 調査員会より教育委員会事務局に調査研究結果を報告する。
6	27	火	<b>調査研究報告書の提出</b> 教育委員会事務局（指導主事）より教育委員に調査研究報告書を提出し、 説明をする。 県教育委員会からの調査研究資料を提出する。
7			<b>教育委員会会議</b> 教科書法定展示会での一般市民による意見の報告をする。 教育委員による審議をし選考する。
7			<b>教育委員会会議</b> 「平成30年度小学校及び義務教育学校前期課程使用道徳科教科書」採択 採択結果を公表する。
9	1	金	<b>採択後情報開示</b> 教科書調査員会構成員、採択結果、採択理由、調査研究資料の公開

神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部  
教科書採択の流れ



**【教科書選定委員会】**

- ・委員の委嘱は、教育委員会がおこなう。
- ・委員は、学識経験者、保護者代表、青少年団体関係者、学校関係者（校長・教員）、教育委員会事務局職員とする。
- ・教科書調査委員会を設置する。  
調査員は、教科書選定委員会が委嘱する。  
調査員は、校長、教員、指導主事で構成する。  
調査員会の会長・副会長は選定委員会が選任する。

**【選定する観点】**

- ・神戸市立小・中学校特別支援学級教育課程編成の手引（H23.1 発行）、神戸市立特別支援学校教育課程編成の手引（H23.1 発行）等が示す、目標や内容の達成に最適なものになっていること
- ・児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた学習に適していること
- ・児童生徒の興味・関心への配慮がなされていること
- ・系統的な学習指導が可能なものであること

**【教科書の展示】**

- ・神戸市中央教科書センターなど市内7カ所において教科書の法定展示会を実施する。
- ・一般市民から教科書について出された意見は、選定委員会に報告する。

**【情報公開】**

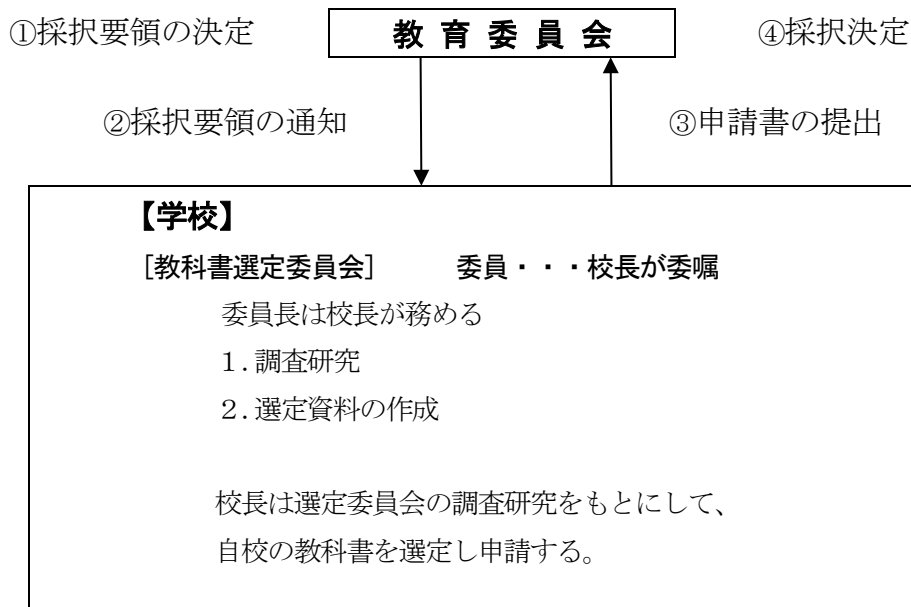
- ・教育委員会会議で教科書が採択された後、市民情報サービス課の閲覧室で、教科書選定委員会・調査員会の名簿、教科書選定委員会議事録などの情報を公開する。

平成 30 年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び  
特別支援学校小・中学部教科書の採択事務日程

平成 29 年

月	日	曜	内 容
4	17	月	<b>教育委員会会議</b> 「平成30年度使用教科書の採択要領」決定 「神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中学部教科書選定委員会設置規則」制定 「平成30年度使用教科書選定委員会構成員」決定
5	25	木	<b>第1回教科書選定委員会</b> 採択方法（採択要領、日程、公正確保、法定展示会、観点）の確認と検討 「教科書調査員会」の構成等の検討 教科書の調査研究の指示
5 ～ 6			<b>第1回教科書調査員会</b> 採択要領の説明（公正確保・非公開など） 調査研究の役割、方法、観点、記録などについて 調査日程の計画及び実施、報告について <b>第2回教科書調査員会</b> 調査研究・報告 <b>第3回教科書調査員会</b> 調査研究のまとめ
6	16	金	<b>教科書の展示会</b> 場所：総合教育センター、中央図書館、東灘図書館、灘図書館、北図書館 新長田図書館、西図書館（全7カ所） 月日：6月16日（金）～7月1日（土）（14日間） ・灘図書館は6月20日（火）～7月5日（水） ・総合教育センターは6月16日（金）～7月4日（火） ※高等学校、特別支援学校高等部の教科書の展示は 総合教育センターと中央図書館の2カ所で実施
6	29	木	<b>第2回教科書選定委員会</b> 小・中学校・義務教育学校特別支援学級、特別支援学校小・中・高等部の 教科書調査研究の報告・説明を参考に、報告内容決定
7			<b>教育委員会会議</b> 「平成30年度使用 高等学校及び小・中学校・義務教育学校特別支援学級、 特別支援学校小・中・高等部教科書」採択
9	1	木	<b>採択後情報開示</b> 選定委員会構成員、教科書調査員会構成員、選定委員会議事録、採択結果 採択理由、研究調査資料を公開

## 神戸市立高等学校、特別支援学校高等部 教科書採択の流れ



### 【教科書選定委員会】

- ・選定委員会の委員長は、校長が務める。
- ・委員の委嘱は、校長がおこなう。
- ・委員は、教頭、教員、保護者等とする。

### 【選定する観点】

- ・神戸市高等学校教育課程編成手引き等が示す目標や内容の達成に最適なものになっていること
- ・単元や教材の分量、配列、程度が適切であること
- ・生徒の興味関心への配慮がなされていること
- ・生徒の発達の段階に適応していること など

### 【教科書の展示】

- ・神戸市中央教科書センター、神戸市立中央図書館の神戸市内2カ所において、教科書の展示会を実施する。

### 【情報公開】

- ・教育委員会会議で教科書が採択された後、市民情報サービス課の閲覧室で、教科書採択に係る申請書等を公開する。



平成 30 年度使用神戸市立高等学校及び特別支援学校高等部  
教科書の採択事務日程

平成 29 年

月	日	曜	内 容
4	17	月	<b>教育委員会会議</b> 「平成30年度使用教科書の採択要領」決定
5 ~ 6			<b>各校において選定委員会を設置し選定作業を実施</b> 調査研究のまとめ 各科教科書の選定
6	17	金	<b>教科書の展示会</b> 場所：総合教育センター、中央図書館、東灘図書館、灘図書館、 北図書館、新長田図書館、西図書館（全7カ所） 月日：6月16日（金）～7月1日（土）（14日間） （総合教育センターは6月16日（金）～7月4日（火）、灘図書館 は6月20日（火）～7月5日（水）） ※高等学校、特別支援学校高等部の教科書の展示は 総合教育センターと中央図書館の2カ所を実施
6			<b>各校選定教科書の報告</b>
7		火	<b>教育委員会会議</b> 「平成30年度使用 神戸市立高等学校及び特別支援学校高等部教科書」採択 県教育委員会事務局に採択教科書を報告
9	1	木	<b>採択後情報開示</b> 採択結果、採択理由等を公開

採 択 関 係 者 様  
小 中 学 校 長 様  
義 務 教 育 学 校 長 様  
特 別 支 援 学 校 長 様  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 課 長 様

教 育 長

小・中・義務教育学校及び特別支援学校小・中学部教科用図書採択  
の公正確保について（通達）

教科用図書採択の公正を確保するため、下記に示すことについて所属職員すべてに周知徹底願います。なお、平成 29 年度は文部科学省による中学校「道徳」の検定、小学校「道徳」の採択が行われます。

記

1. 教科用図書の採択は、採択権者の判断と責任において公正に行われる必要があり、外部からの不当な関与により採択結果が左右されることのないよう、適切な対応がなされなければならない。
2. 教科用図書発行者（以下、発行者）と接触する場合は、以下の規定に従って対応すること。
  - (1) 検定期間及び採択期間（平成 29 年度は中学校「道徳」の検定、小学校「道徳」の採択）
    - ・執筆等の場合を除いて発行者とは接触してはならない。
    - ・検定申請原稿本（いわゆる白表紙本）や検定申請原稿本に関する教師用指導書及びそれらの一部の写し等を一切受け取ってはならない。また、内容についても見てはならない。
    - ・教科用図書の見本本（発行年月日が未記入）、及びその一部の写し等を一切受け取ってはならない。個人宛等に発行者から送付されてきた場合は、直ちに管理職及び学校教育課長又は特別支援教育課長宛に報告すること。
    - ・発行者が主催し又は関与する講習会、研究会等に参加してはならない。
  - (2) 検定期間及び採択期間以外の期間
    - ・発行者による学校内における簡易な意見聴取や内容説明等は可とするが、接触した場合は学校長に報告すること。
  - (3) 全期間
    - ・金銭を受け取らない場合や勤務時間外であっても、発行者から執筆や編集および学校外における助言等の依頼があり、それを受けようとする場合は、発行者から日時・場所・依頼事項・交通費等を記載した文書の提出を求め、管理職に報告し、教職員課に兼職（兼業）の申請を行い、許可を得ること。  
※兼職（兼業）の許可を得て、執筆や編集および学校外における助言等を行った者は、教科用図書採択事務にかかわることができない。
3. 発行者や発行者と関係のある業者との接触にあたっては、その名目の如何を問わず、金品の收受、飲食、便宜の供与を受けるなどの行動をとってはならない。また、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（神戸市コンプライアンス条例）」に基づき、勧誘等があった場合は、直ちに管理職及び学校教育課長又は特別支援教育課長宛に報告すること。
  - ・兼職（兼業）の許可を得た場合、執筆等に係る報酬、執筆や学校外における助言等に係る交通費、宿泊費の実費の受領は認められるが、物品の受領や飲食の無償提供は認められない。
4. 教科用図書の宣伝行為等にあたるような言動は厳に慎むこと。
5. 不明な点については、所管課に問合せをすること。

所管課：教育委員会事務局学校教育課（小学校担当：322-5783）（中学校担当：322-5784）  
特別支援教育課（322-5789）  
総務部教職員課（322-5767）

高等学校長様  
特別支援学校長様  
教育委員会事務局各課長様

教 育 長

## 高等学校及び特別支援学校高等部教科用図書採択の公正確保について（通達）

教科用図書採択の公正を確保するため、下記に示すことについて所属職員すべてに周知徹底願います。

### 記

1. 教科用図書の採択は、採択権者の判断と責任において公正に行われる必要があり、外部からの不当な関与により採択結果が左右されることのないよう、適切な対応がなされなければならない。
2. 教科用図書発行者（以下、発行者）と接触する場合は、以下の規定に従って対応すること。
  - （1）学校が調査・選定を始める日から採択が決定するまでの期間
    - ・執筆等の場合を除いて発行者とは接触してはならない。
    - ・検定申請原稿本（いわゆる白表紙本）や検定申請原稿本に関する教師用指導書及びそれらの一部の写し等を一切受け取ってはならない。また、内容についても見てはならない。
    - ・教科書選定を目的として学校に提供される教科用図書の見本本（発行年月日が未記入、各科目 1 冊）以外の見本本、及びその一部の写し等を一切受け取ってはならない。個人宛等に発行者から送付されてきた場合は、直ちに管理職及び学校教育課長又は特別支援教育課長宛に報告すること。
    - ・発行者が主催し又は関与する講習会、研究会等に参加してはならない。
  - （2）学校が調査・選定を始める日から採択が決定するまでの期間以外の期間
    - ・発行者による学校内における簡易な意見聴取や内容説明等は可とするが、接触した場合は学校長に報告すること。
  - （3）全期間
    - ・金銭を受け取らない場合や勤務時間外であっても、発行者から執筆や編集および学校外における助言等の依頼があり、それを受けようとする場合は、発行者から日時・場所・依頼事項・交通費等を記載した文書の提出を求め、管理職に報告し、教職員課に兼職（兼業）の申請を行い、許可を得ること。  
※兼職（兼業）の許可を得て、執筆や編集および学校外における助言等を行った者は、教科用図書採択事務にかかわることができない。
3. 発行者や発行者と関係のある業者との接触にあたっては、その名目の如何を問わず、金品の收受、飲食、便宜の供与を受けるなどの行動をとってはならない。また、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（神戸市コンプライアンス条例）」に基づき、勧誘等があった場合は、直ちに管理職及び学校教育課長又は特別支援教育課長宛に報告すること。
  - ・兼職（兼業）の許可を得た場合、執筆等に係る報酬、執筆や学校外における助言等に係る交通費、宿泊費の実費の受領は認められるが、物品の受領や飲食の無償提供は認められない。
4. 教科用図書の宣伝行為等にあたるような言動は厳に慎むこと。
5. 不明な点については、所管課に問合せをすること。

所管課：教育委員会事務局学校教育課（高等学校担当：322-6447）  
特別支援教育課（322-5789）  
総務部教職員課（322-5767）

## 平成29年度 教科書展示会について

(1) 教科書の展示について

文部科学省検定・著作教科書の展示会を市内7ヶ所で開催する。

(2) 展示会場、開催期間及び時間

会 場 (7会場)	期 間	展示期間中 の休館日	見本本
神戸市中央教科書センター 神戸市総合教育センター 中央区東川崎町1-3-2	6月16日(金)～7月4日(火) 9:00～17:00 *6月24日(土)は 13:00～17:00	日曜日 第1土曜日 第3土曜日	小中高
神戸市第2教科書センター 神戸市立中央図書館 中央区楠町7-2-1 文化ホール山側	6月16日(金)～7月1日(土) 9:15～20:00 *日曜は9:15～18:00	月曜日	小中高
神戸市第3教科書センター 神戸市立東灘図書館 東灘区住吉東町2-3-40 東灘区役所南側	6月16日(金)～7月1日(土) 10:00～20:00 *日曜は10:00～18:00	月曜日	小中
神戸市第4教科書センター 神戸市立灘図書館 灘区永手町4-2-1 フォレスト六甲内	6月20日(火)～7月5日(水) 10:00～20:00 *日曜は10:00～18:00 *6月14日～19日は休館日	月曜日	小中
神戸市第5教科書センター 神戸市立北図書館 北区鈴蘭台西町1-22-1 北区民センター内	6月16日(金)～7月1日(土) 10:00～20:00 *日曜は9:00～17:00	月曜日	小中
神戸市第6教科書センター 神戸市立新長田図書館 長田区細田町7-1-27 市営細田住宅内	6月16日(金)～7月1日(土) 10:00～20:00 *日曜は10:00～18:00	月曜日	小中
神戸市第7教科書センター 神戸市立西図書館 西区糺台5-6-1 西区民センター内	6月16日(金)～7月1日(土) 10:00～20:00 *日曜は9:00～17:00	月曜日	小中